

# 処方箋発行元医療機関種類別にみた 薬剤料、後発医薬品割合等について

保険局調査課  
(平成31年2月)

平成30年9月調剤分(平成30年10月審査分)の調剤レセプト(電算処理分)を分析し、保険薬局で調剤された医薬品について、処方箋発行元医療機関種類別※都道府県別、処方箋発行元医療機関種類別※薬効分類別に薬剤料、後発医薬品割合等を集計した。また、地方区分別の集計を行った。

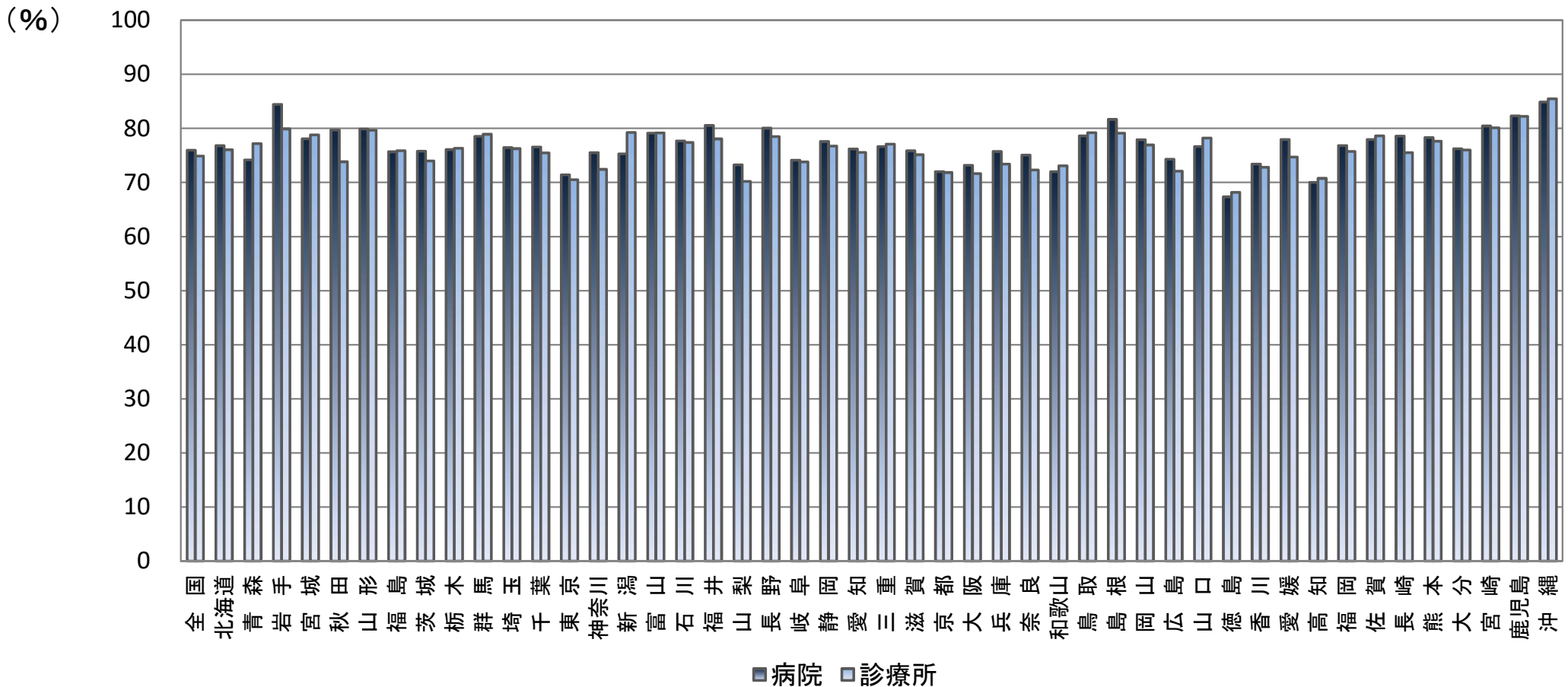
※ 本資料は、処方箋発行元医療機関種類別に集計を行ったものであるが、調剤薬局で調剤された医薬品が集計対象であることに注意が必要。

本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

([https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai\\_doukou\\_topics\\_h31\\_02-2.xls](https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h31_02-2.xls))

# 都道府県別、医科病院・診療所別にみた 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年9月）

○ 都道府県別に医科病院・診療所の後発医薬品割合(数量ベース)をみると、岩手、秋田、神奈川、愛媛などでは診療所より病院の方が高い。一方、青森、新潟、和歌山、山口などでは、病院より診療所の方が高い。



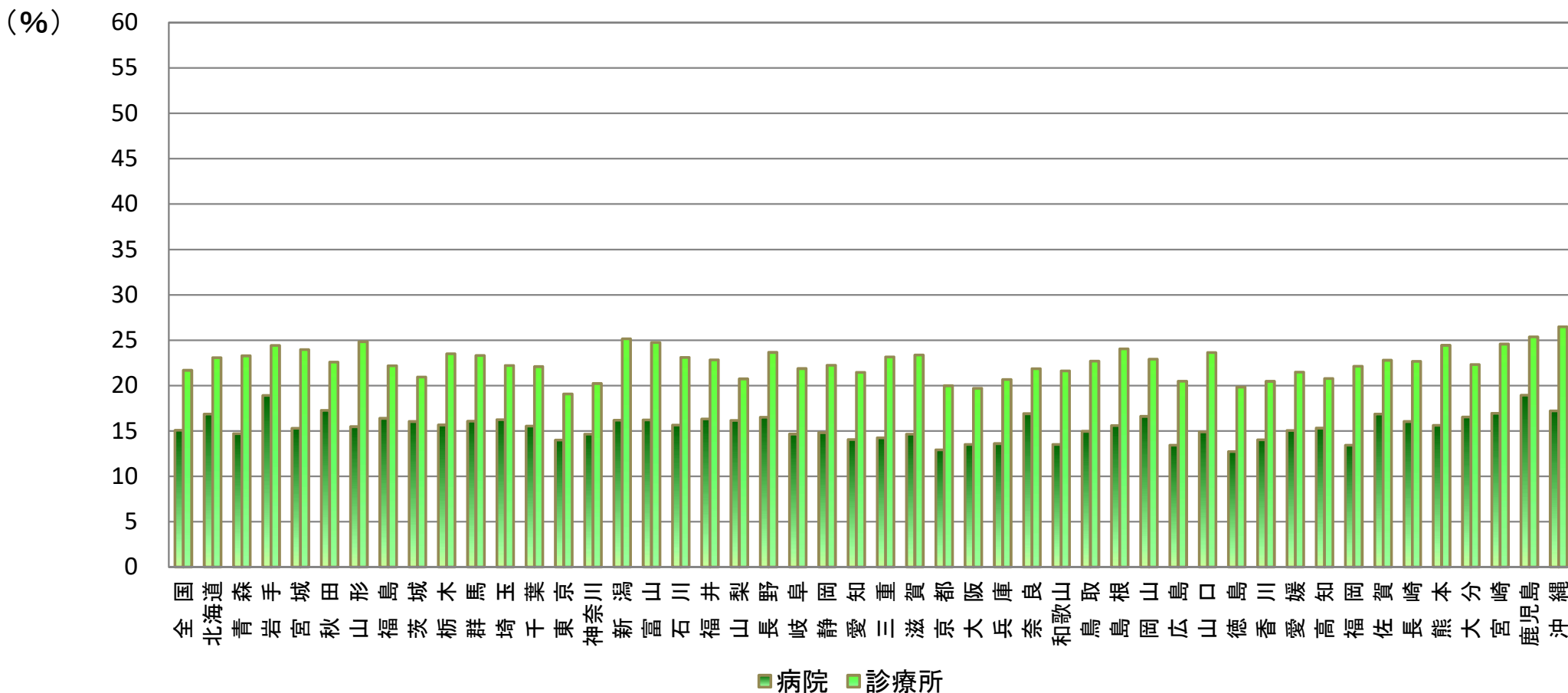
注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

# 都道府県別、医科病院・診療所別にみた 後発医薬品割合（薬剤料ベース）（2018年9月）

- 都道府県別に医科病院・診療所の後発医薬品割合（薬剤料ベース）をみると、全ての都道府県で、病院より診療所の方が後発医薬品割合が高い。宮城、新潟、富山、三重、滋賀、福岡などでは、その差が大きい。一方、北海道、岩手、東京、神奈川、山梨などでは、その差が小さい。



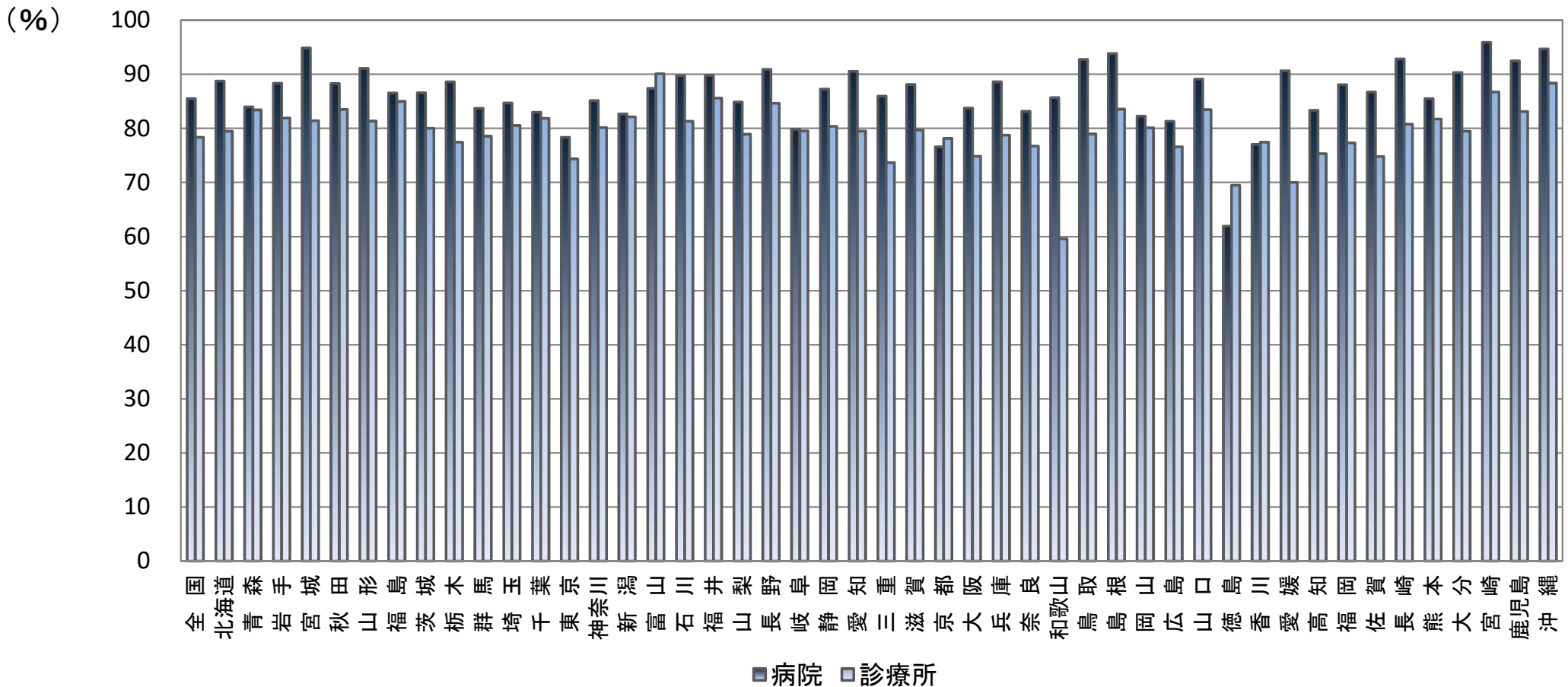
注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 「後発医薬品割合（薬剤料ベース）」は、「後発医薬品の薬剤料」/「全薬剤料」で算出している。

# 都道府県別、歯科病院・診療所別にみた 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年9月）

○ 都道府県別に歯科病院・診療所の後発医薬品割合(数量ベース)をみると、多くの都道府県では診療所より病院の方が高く、宮城、和歌山、鳥取、愛媛、長崎などでは、その差が大きい。富山、徳島、香川では、診療所の方が高い。



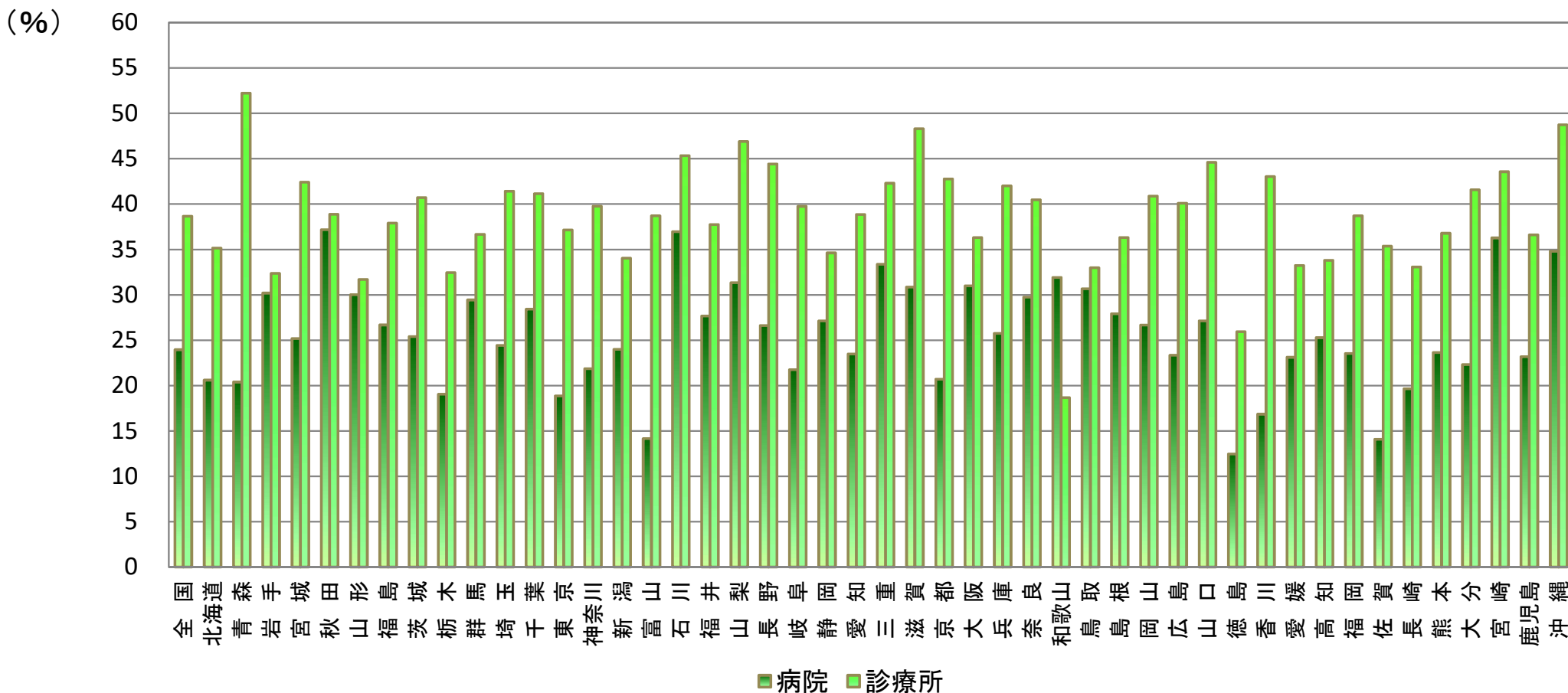
注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

# 都道府県別、歯科病院・診療所別にみた 後発医薬品割合（薬剤料ベース）（2018年9月）

- 都道府県別に歯科病院・診療所の後発医薬品割合（薬剤料ベース）をみると、和歌山県を除いた全ての都道府県で、病院より診療所の方が高く、青森、富山、滋賀、京都、山口、香川などではその差が大きい。



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

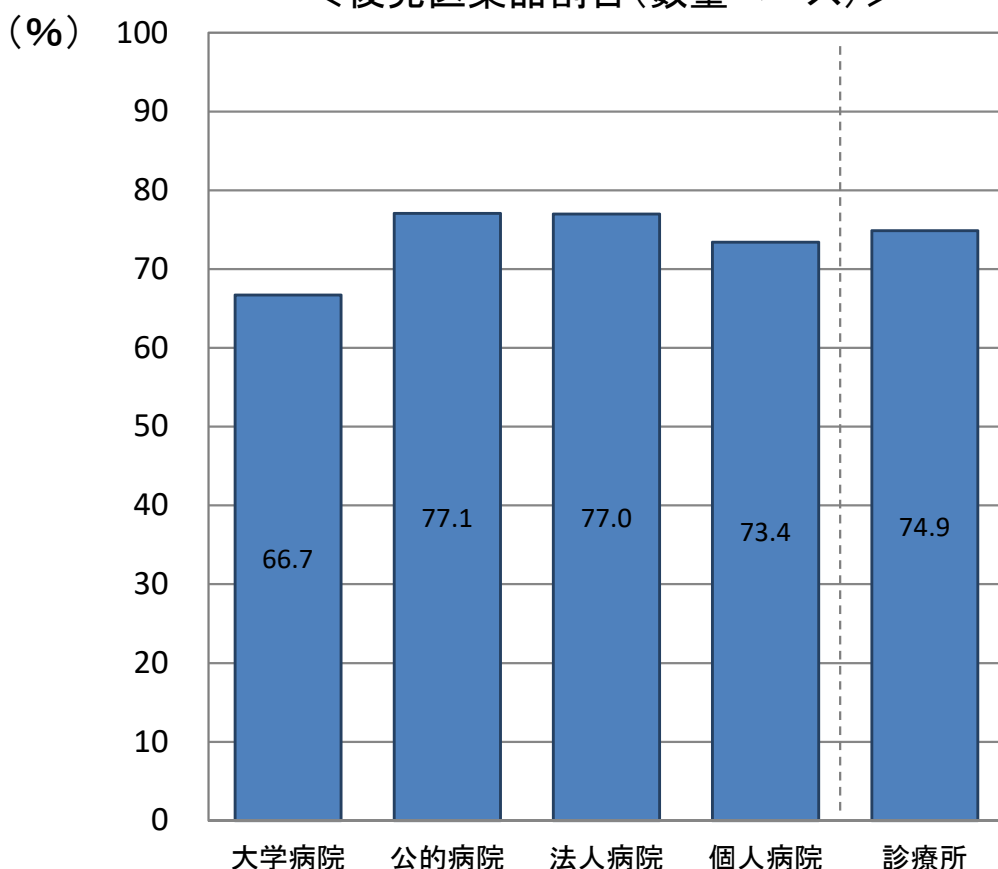
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 「後発医薬品割合（薬剤料ベース）」は、「後発医薬品の薬剤料」/「全薬剤料」で算出している。

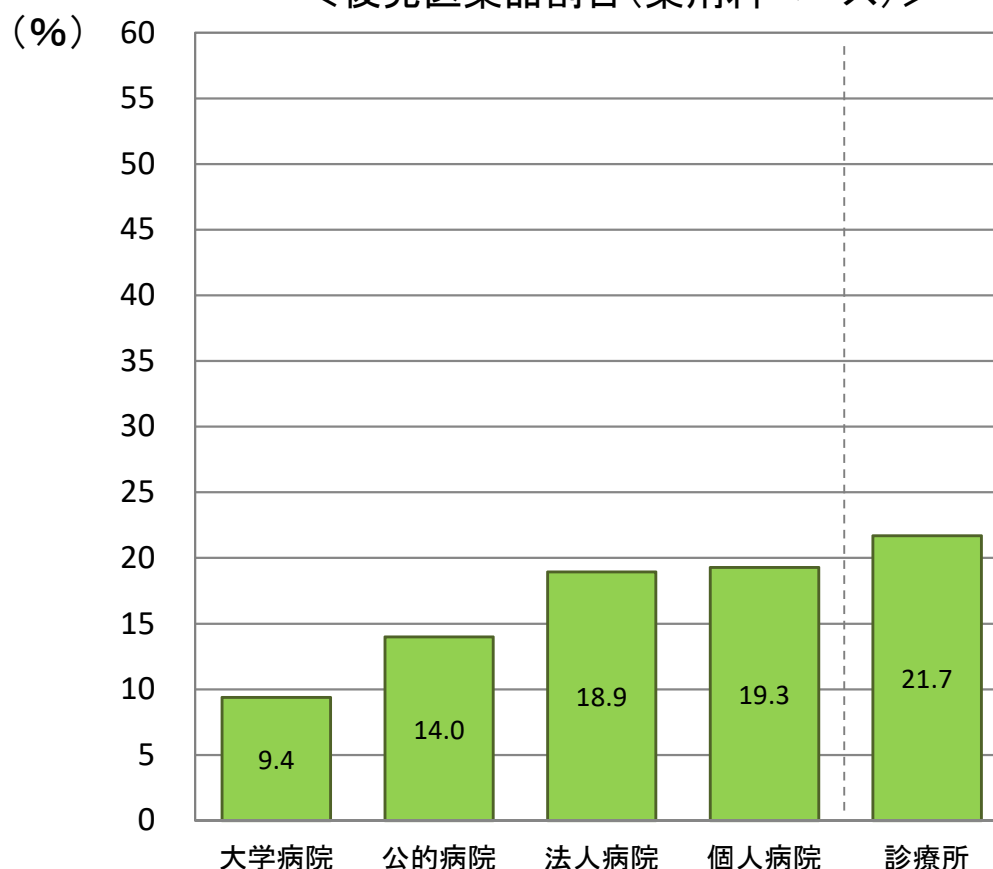
# 病院種別別にみた後発医薬品割合（2018年9月）

○（医科）病院種別別に後発医薬品割合を見ると、数量ベースでは公的病院、法人病院が高く、大学病院が低い。薬剤料ベースでは、法人病院が高く、大学病院が低い。

＜後発医薬品割合（数量ベース）＞



＜後発医薬品割合（薬剤料ベース）＞



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、 $\frac{\text{後発医薬品の数量}}{(\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量})}$ で算出している。

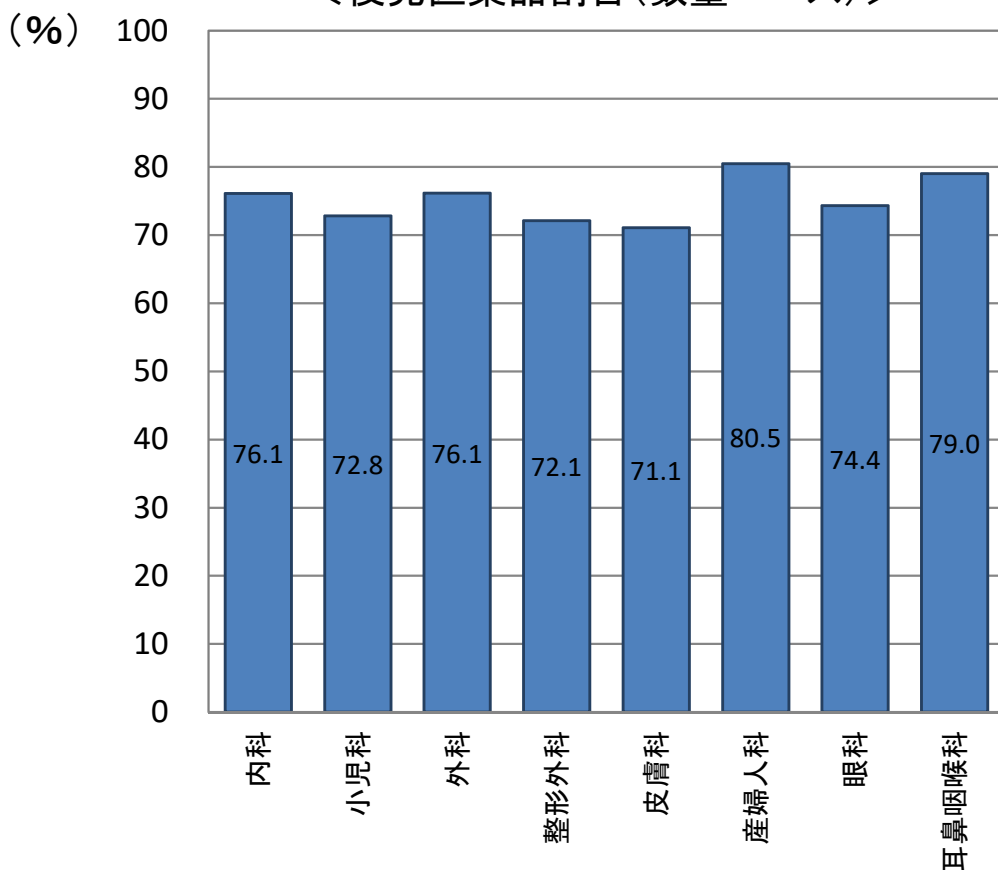
注4) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注5) 「後発医薬品割合（薬剤料ベース）」は、 $\frac{\text{後発医薬品の薬剤料}}{\text{全薬剤料}}$ で算出している。

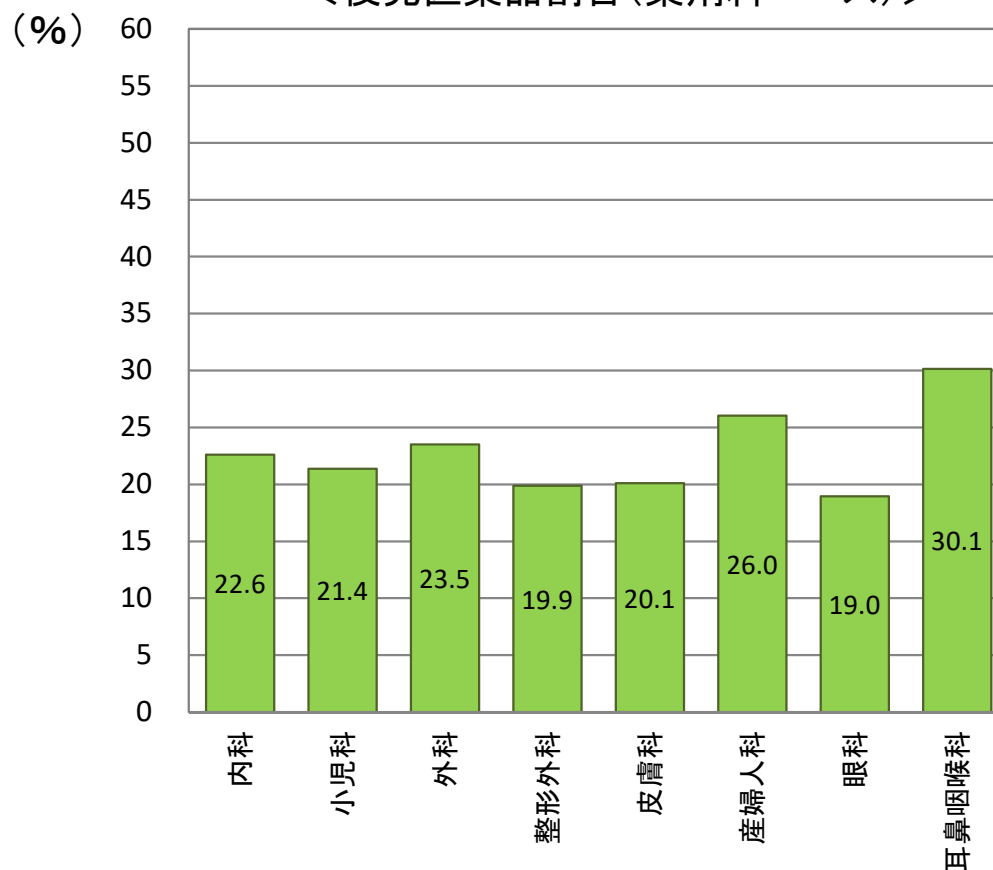
## 病院種別別にみた後発医薬品割合（2018年9月）

- （医科診療所）診療科別に後発医薬品割合を見ると、数量ベースでは産婦人科、耳鼻科が高く、整形外科、皮膚科が低い。薬剤料ベースでも、産婦人科、耳鼻科が高く、整形外科、皮膚科、加えて眼科が低い。

＜後発医薬品割合（数量ベース）＞



＜後発医薬品割合（薬剤料ベース）＞



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、 $\frac{\text{後発医薬品の数量}}{(\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量})}$ で算出している。

注4) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

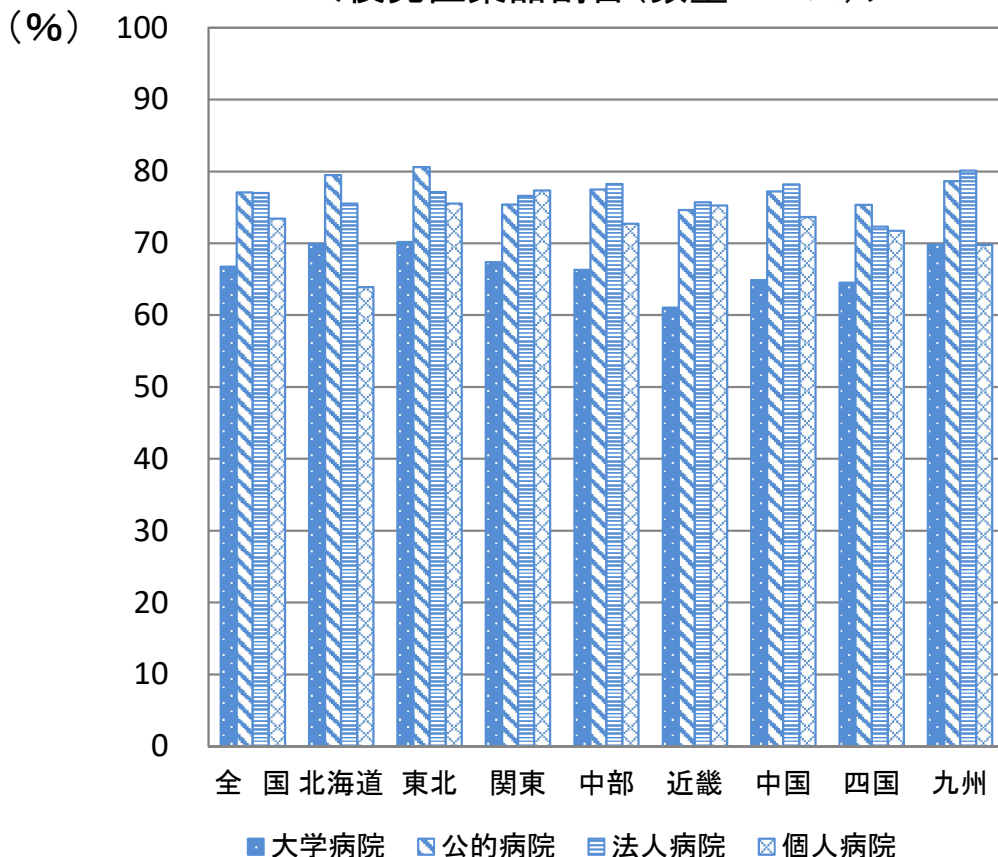
注5) 「後発医薬品割合（薬剤料ベース）」は、 $\frac{\text{後発医薬品の薬剤料}}{\text{全薬剤料}}$ で算出している。



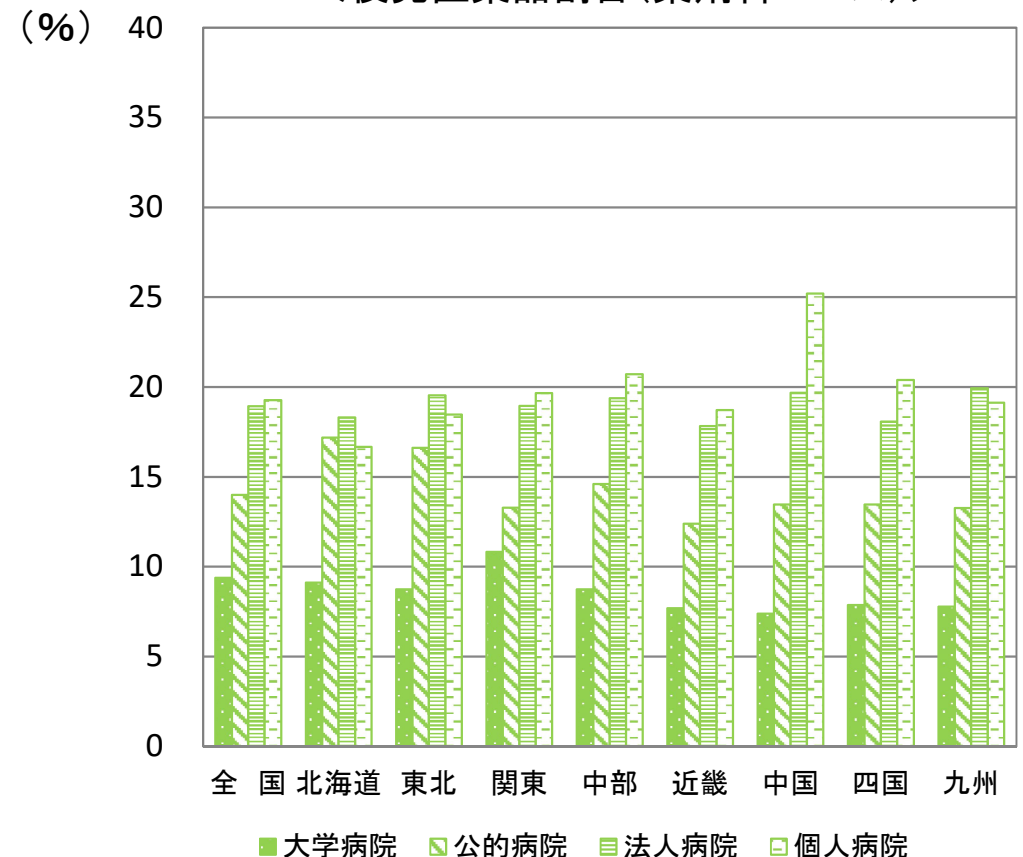
# 地方区分別、病院種別別にみた後発医薬品割合（2018年9月）

- 地方区分別、(医科)病院種別別に後発医薬品割合をみると、数量ベースではいずれの地方区分でも公的病院、法人病院が高く、大学病院が低くなっているが、近畿は特に大学病院が低い。薬剤料ベースでは、近畿、四国の大学病院が低い。

＜後発医薬品割合(数量ベース)＞



＜後発医薬品割合(薬剤料ベース)＞



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

注4) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

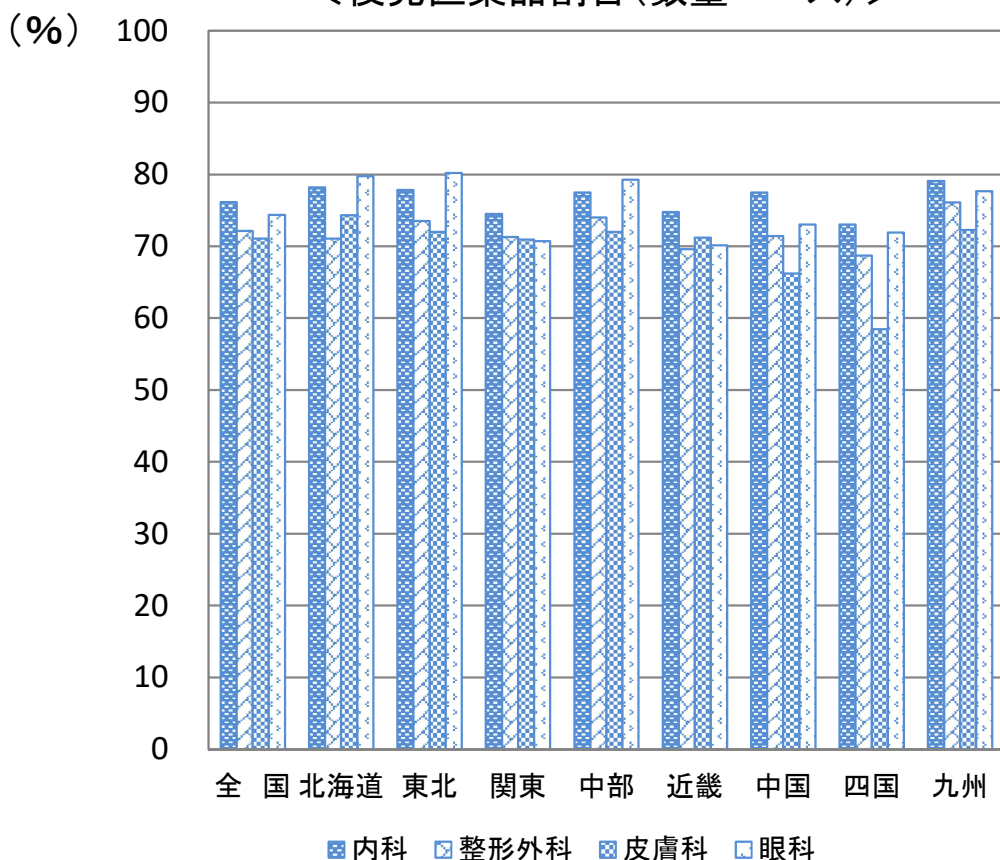
注5) 「後発医薬品割合(薬剤料ベース)」は、〔後発医薬品の薬剤料〕/〔全薬剤料〕で算出している。



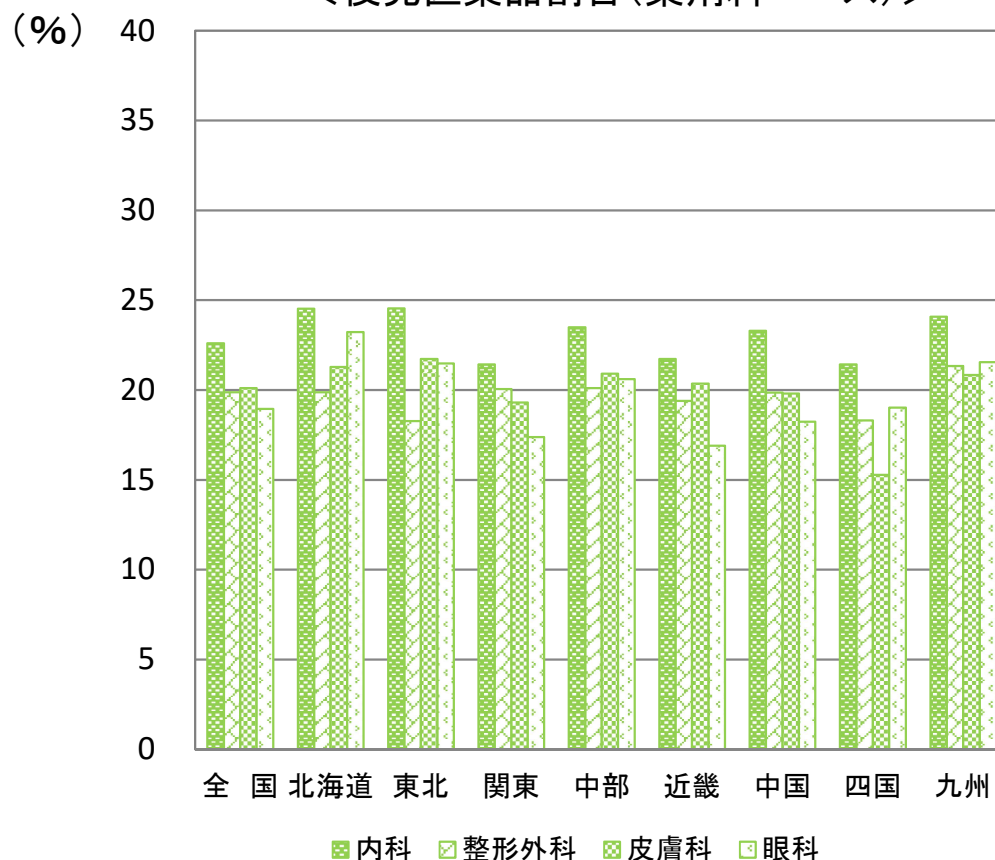
# 地方区分別、診療科別にみた後発医薬品割合（2018年9月）

- 地方区分別に、薬剤料が高い4つの（医科診療所）診療科別に後発医薬品割合をみると、数量ベースではおおむねどの地方も眼科が高く、整形外科、皮膚科が低くなっている。薬剤料ベースでは、おおむね内科が高く、眼科が低くなっている。

＜後発医薬品割合（数量ベース）＞



＜後発医薬品割合（薬剤料ベース）＞



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

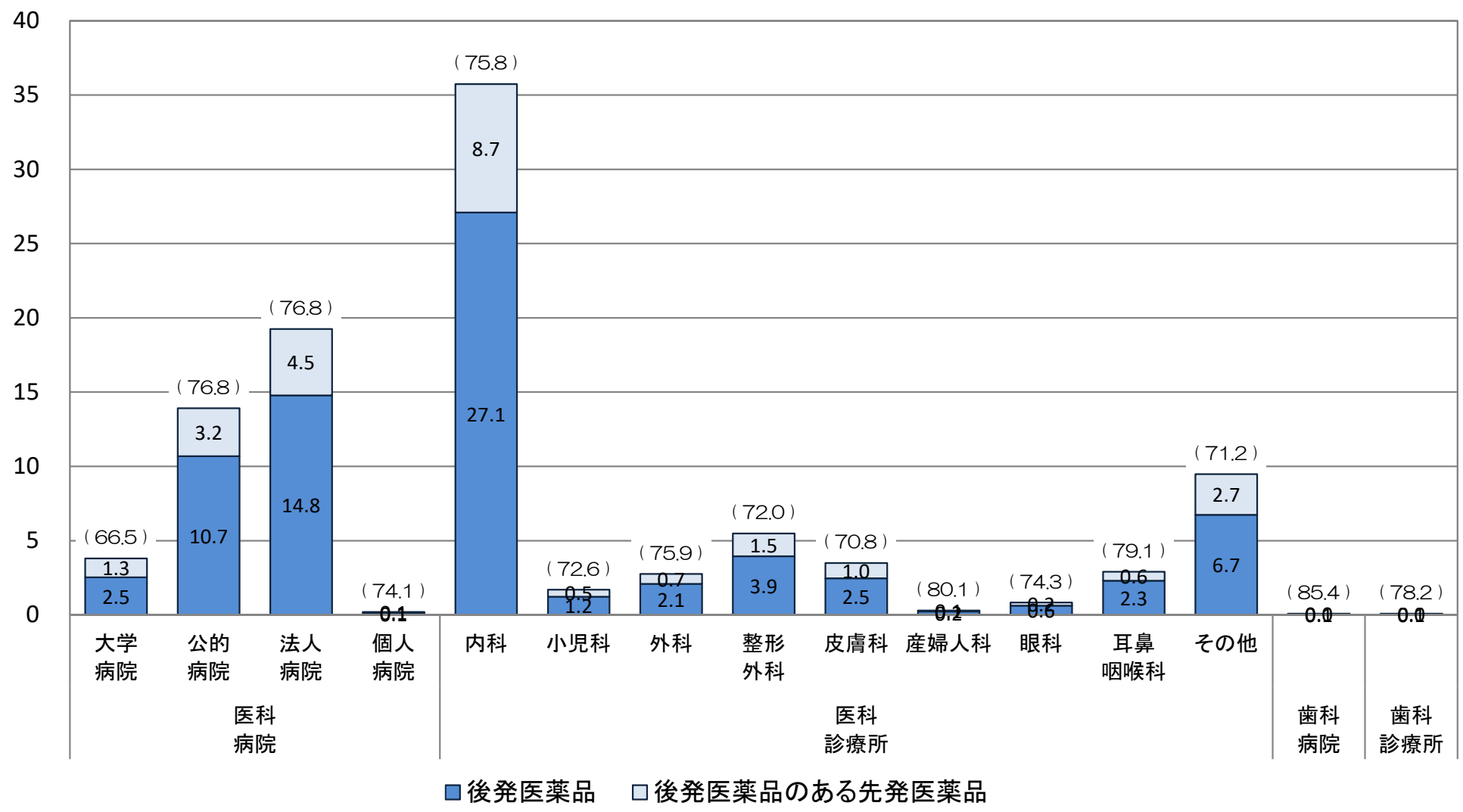
注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

注4) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

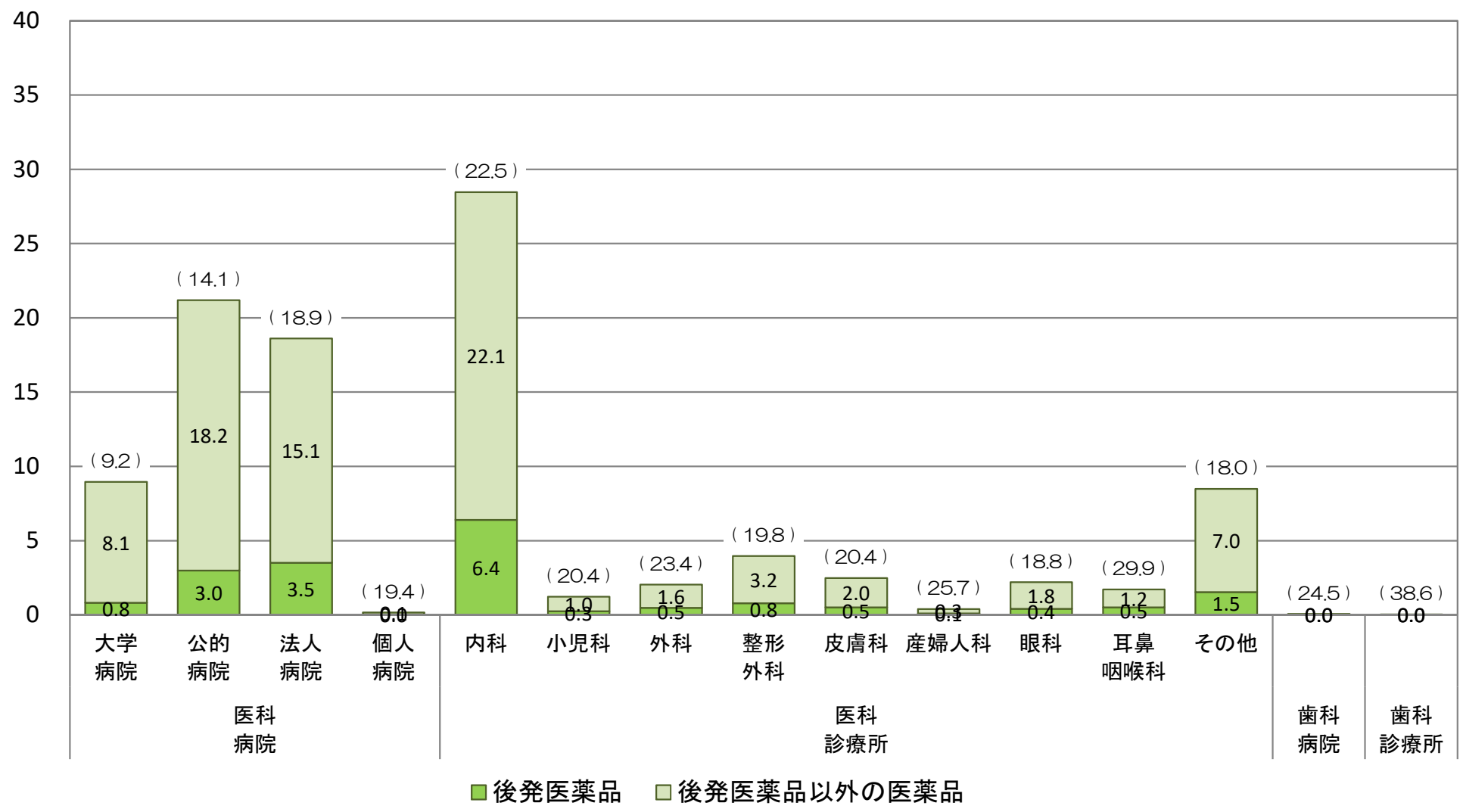
注5) 「後発医薬品割合（薬剤料ベース）」は、〔後発医薬品の薬剤料〕/〔全薬剤料〕で算出している。

# 処方箋発行元医療機関種類別にみた 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量構成比（2018年9月）



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。  
 注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。  
 注3) 全数量〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕に対する処方箋発行元医療機関種類別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの各処方箋発行元医療機関種類別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

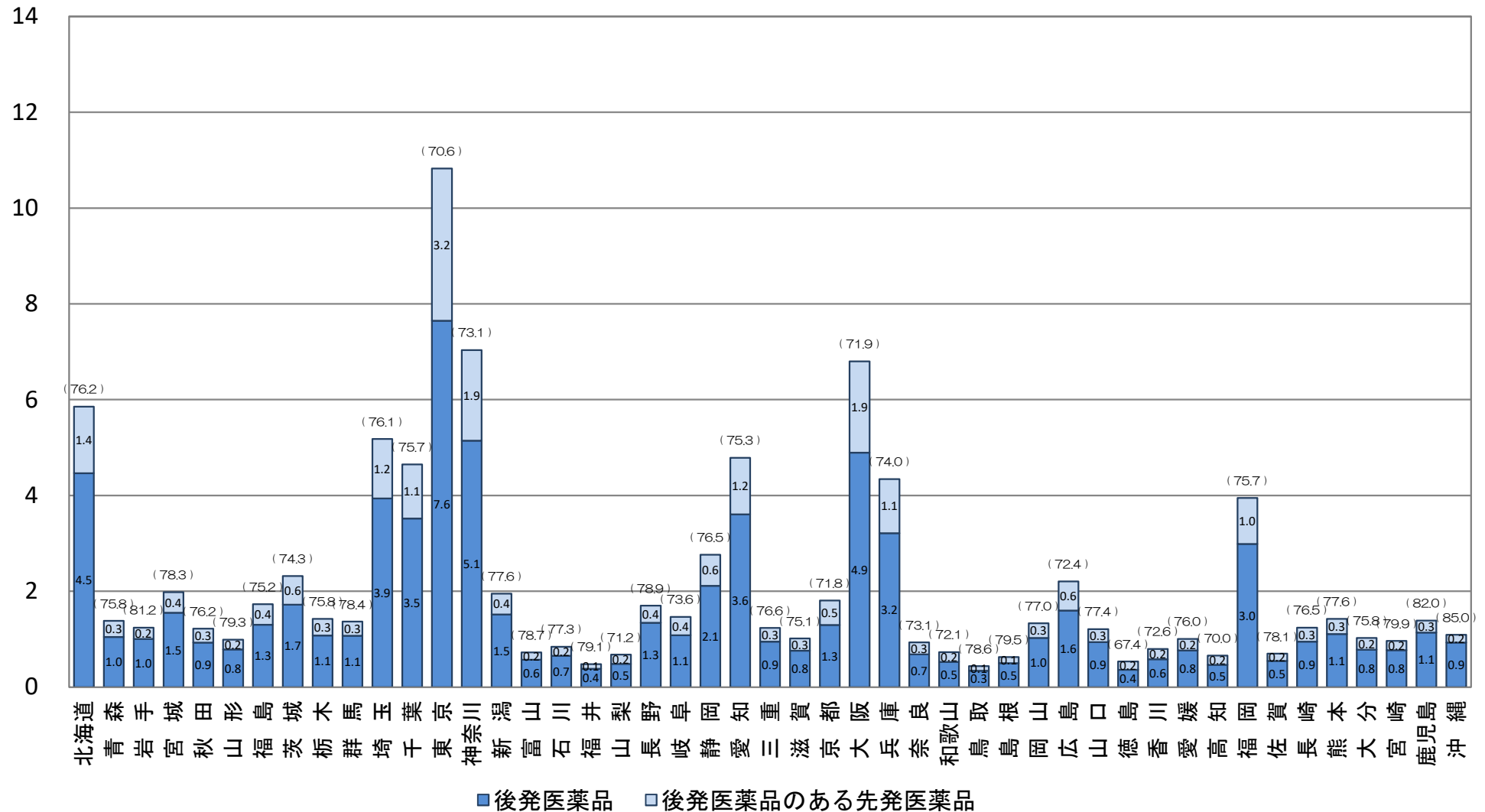
# 処方箋発行元医療機関種類別にみた 後発医薬品割合（薬剤料ベース）の算出対象となる薬剤料構成比（2018年9月）



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。  
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。  
 注3) 全薬剤料に対する処方箋発行元医療機関種類別のシェアを示したものであり、全国計を100(%)としたときの各処方箋発行元医療機関種類別の薬剤料をそれぞれ棒グラフで表示している。

# 都道府県別にみた

## 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量構成比（2018年9月）



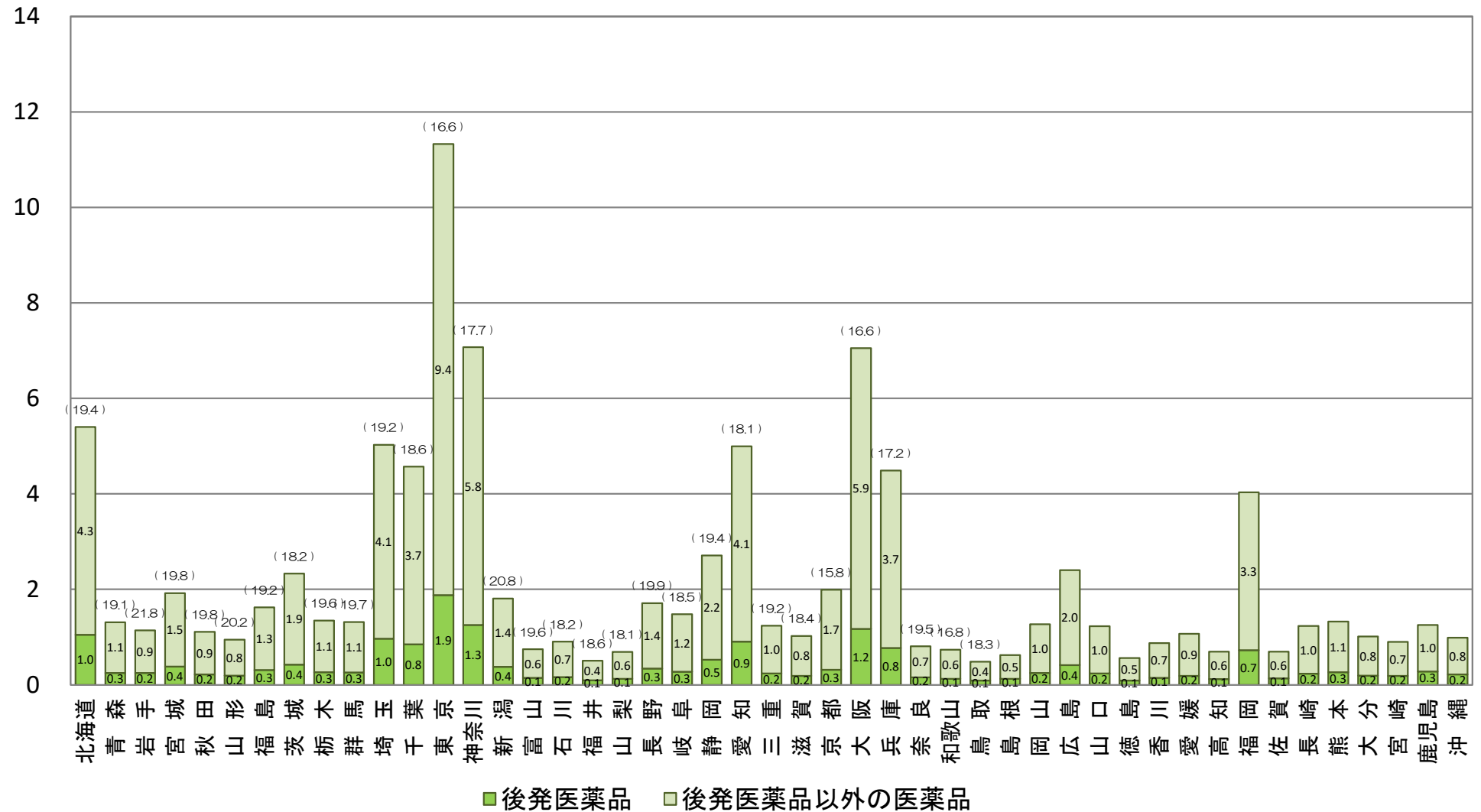
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 全数量〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕に対する都道府県別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの各都道府県別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

# 都道府県別にみた

## 後発医薬品割合（薬剤料ベース）の算出対象となる薬剤料構成比（2018年9月）



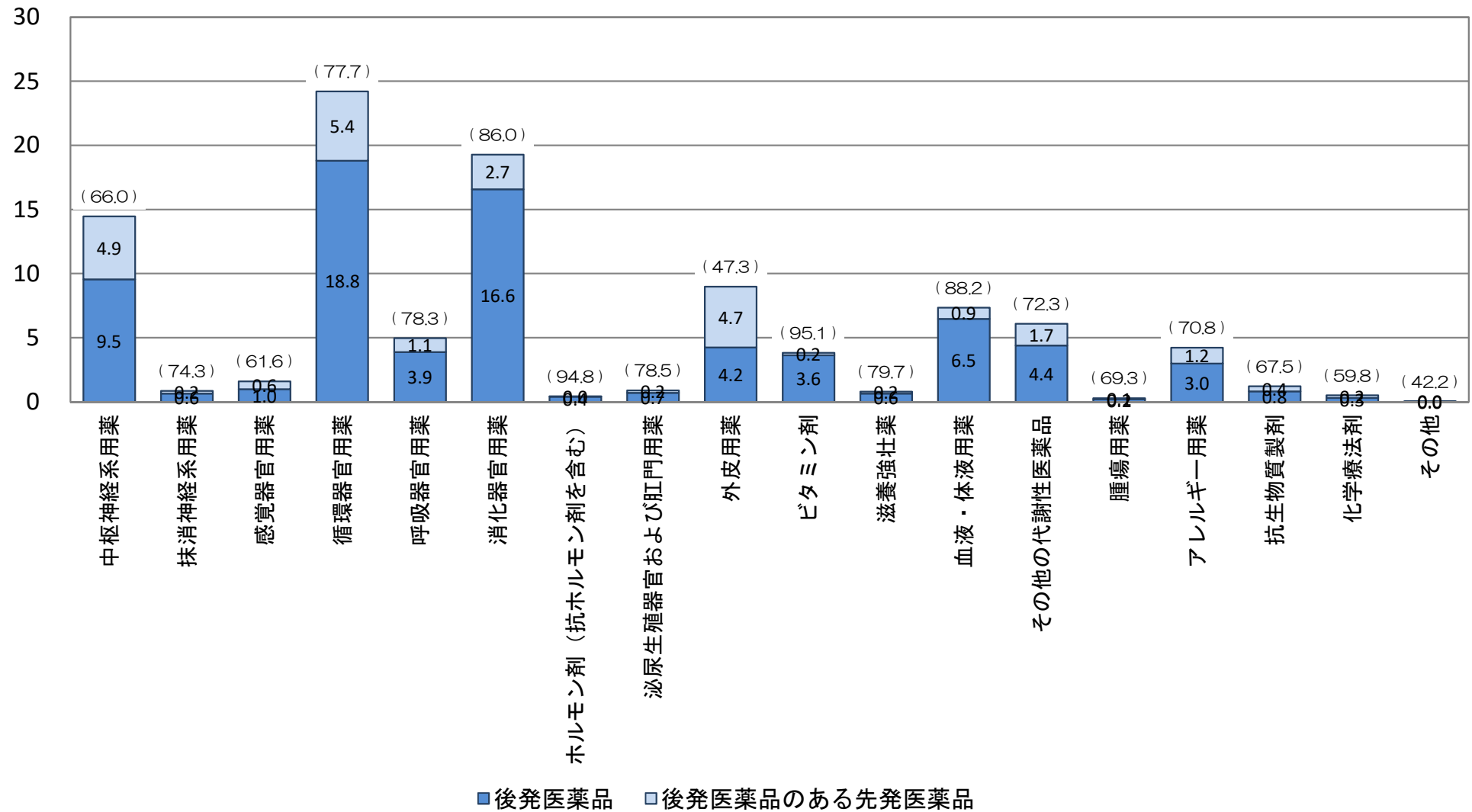
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 全薬剤料に対する都道府県別のシェアを示したものであり、全国計を100(%)としたときの各都道府県の薬剤料をそれぞれ棒グラフで表示している。

## 薬効分類別にみた

### 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量構成比（2018年9月）



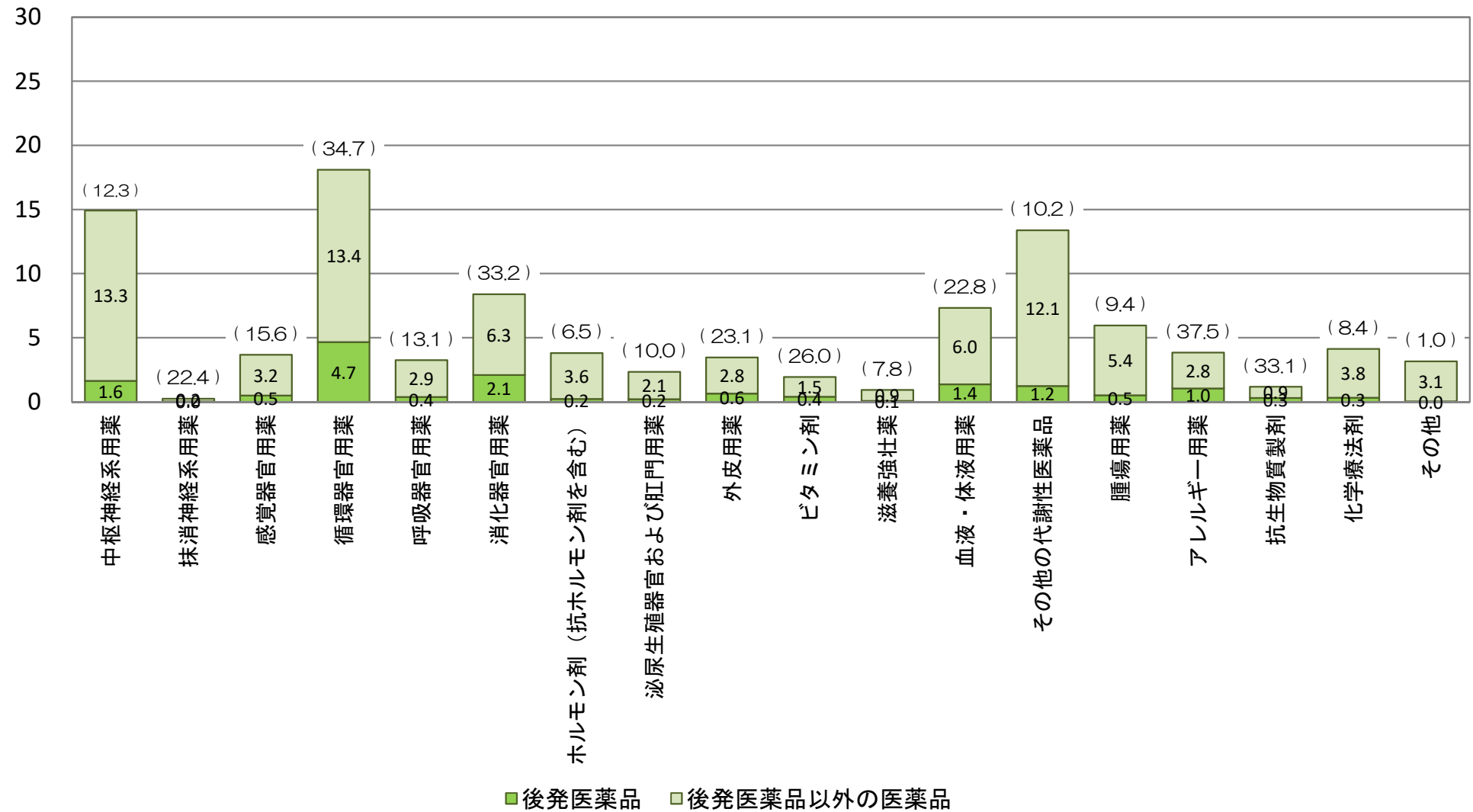
注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 全数量（〔後発医薬品の数量〕＋〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する薬効分類別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの各薬効分類別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

## 薬効分類別にみた

# 後発医薬品割合（薬剤料ベース）の算出対象となる薬剤料構成比（2018年9月）



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

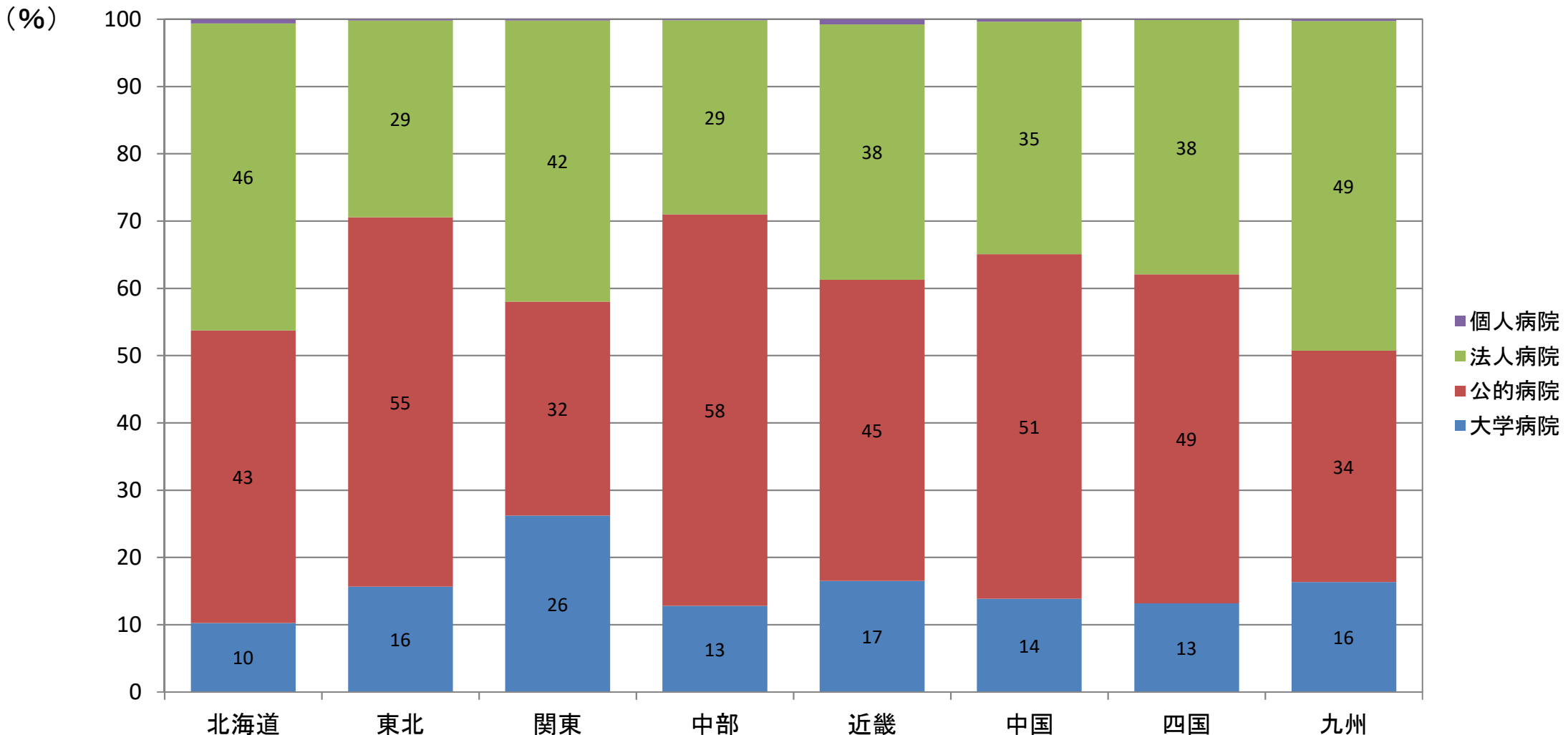
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 全薬剤料に対する薬効分類別のシェアを示したものであり、全国計を100(%)としたときの各薬効分類別の薬剤料をそれぞれ棒グラフで表示している。



## 地方区分、病院種別別にみた薬剤料構成比（2018年9月）

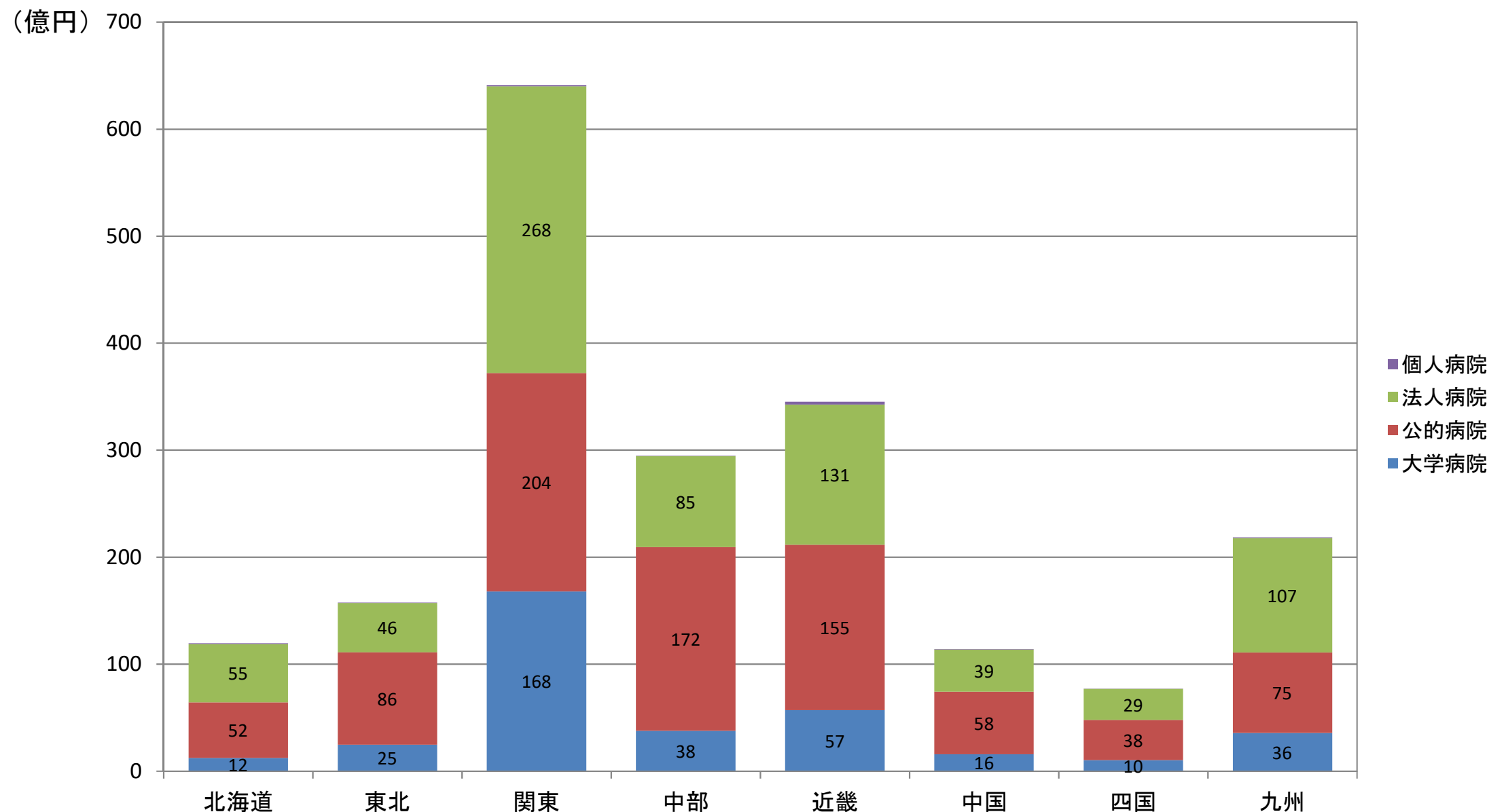
- 地方区分別、(医科)病院種別別に薬剤料の構成比をみると、関東では、大学病院の割合が大きい。東北、中部では、公的病院の割合が大きい。北海道、関東、近畿、九州では、法人病院の割合が大きい。



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

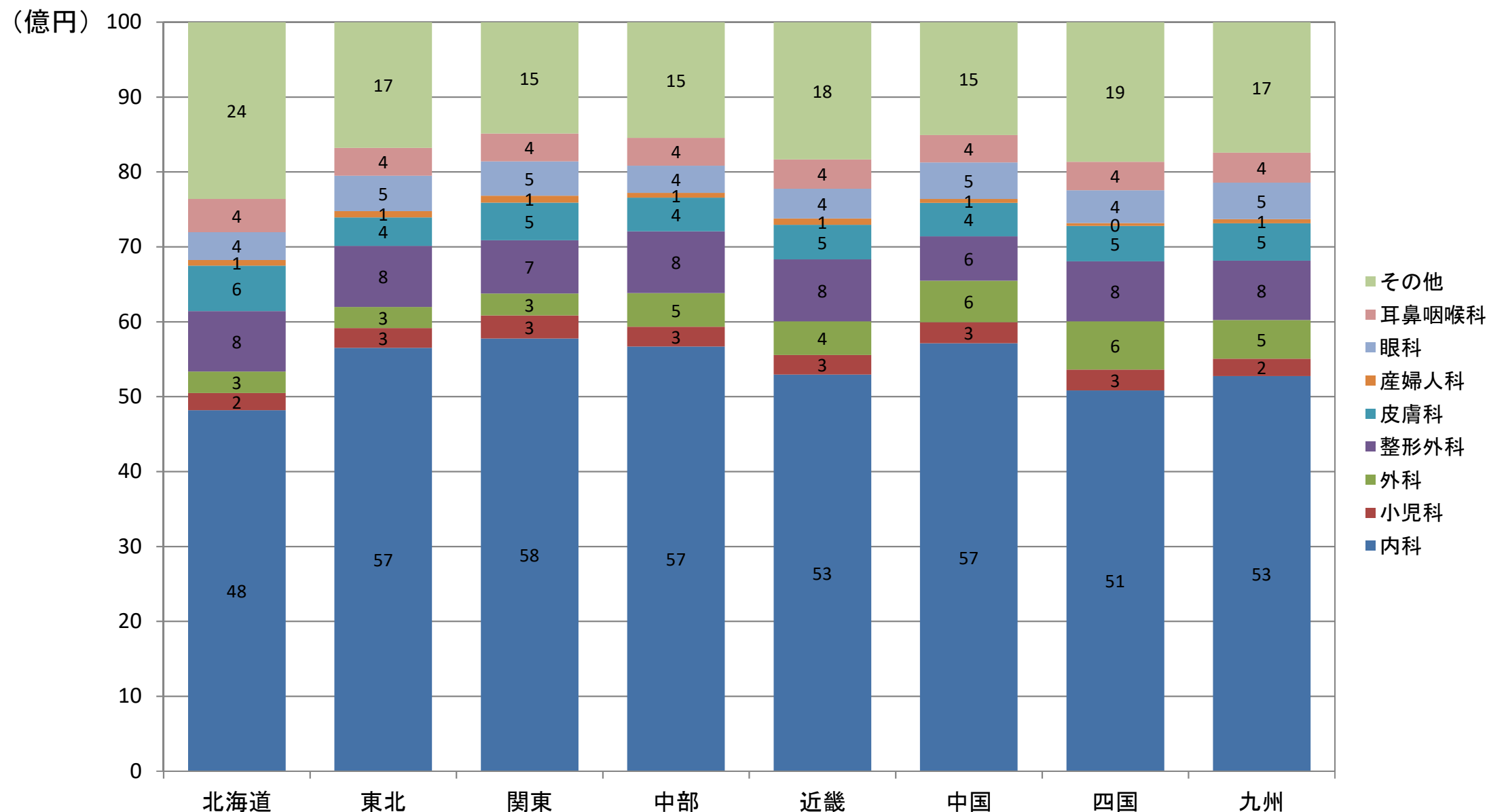
# 地方区分別、病院種別別にみた薬剤料（2018年9月）



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

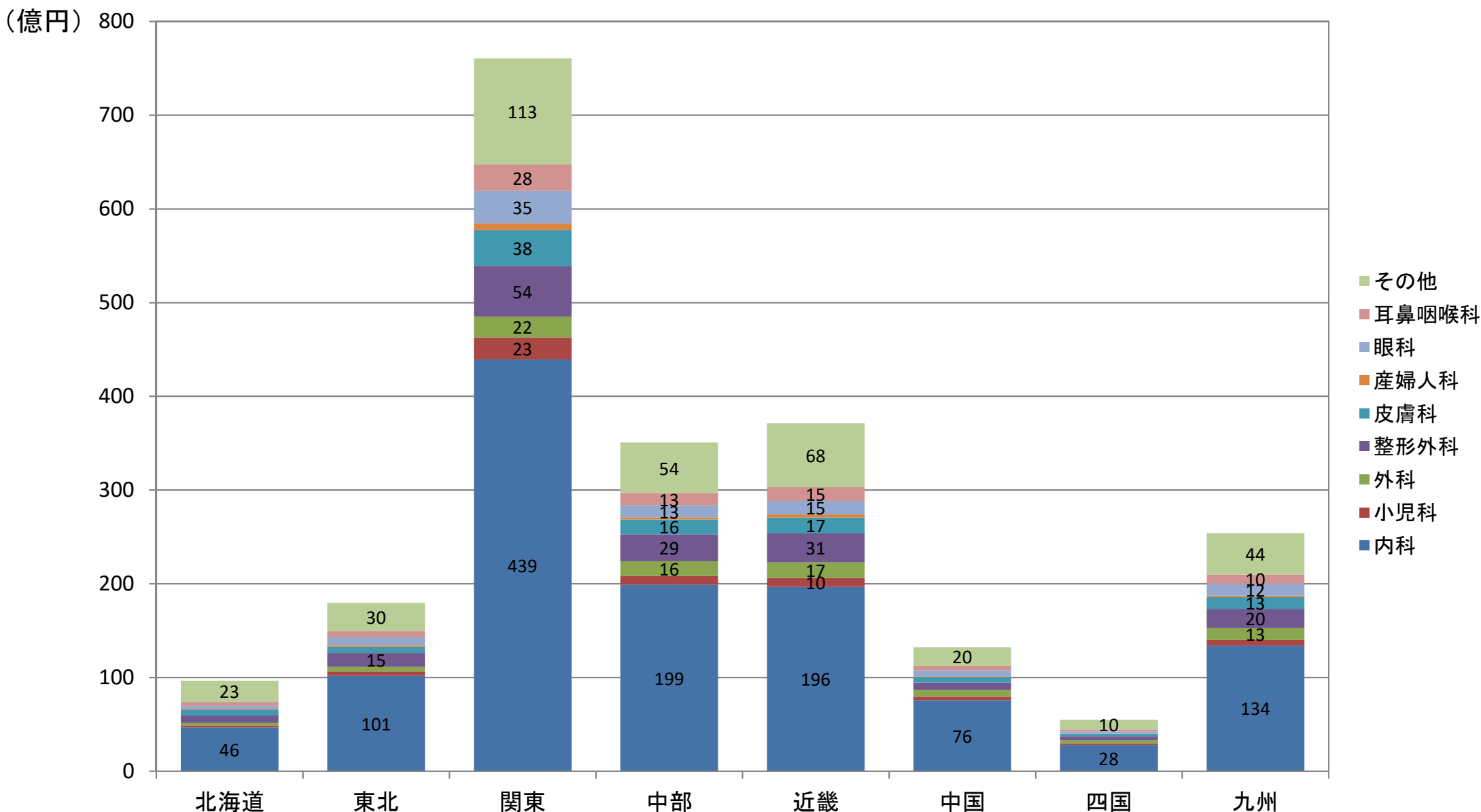
# 地方区分別、診療科別にみた薬剤料構成比（2018年9月）



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

# 地方区分別、診療科別にみた薬剤料（2018年9月）

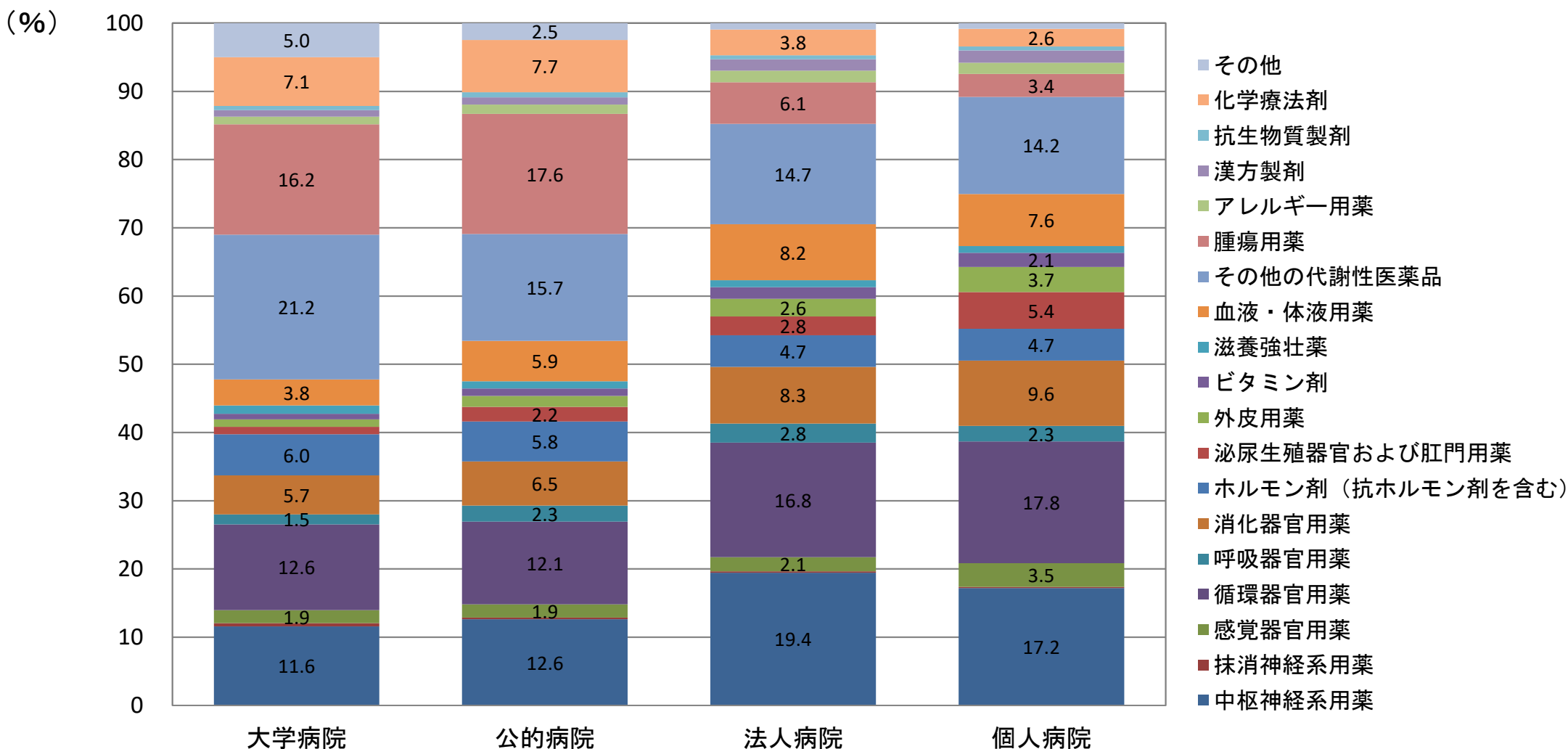


注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

# 薬効分類別、病院種別別にみた薬剤料構成比（2018年9月）

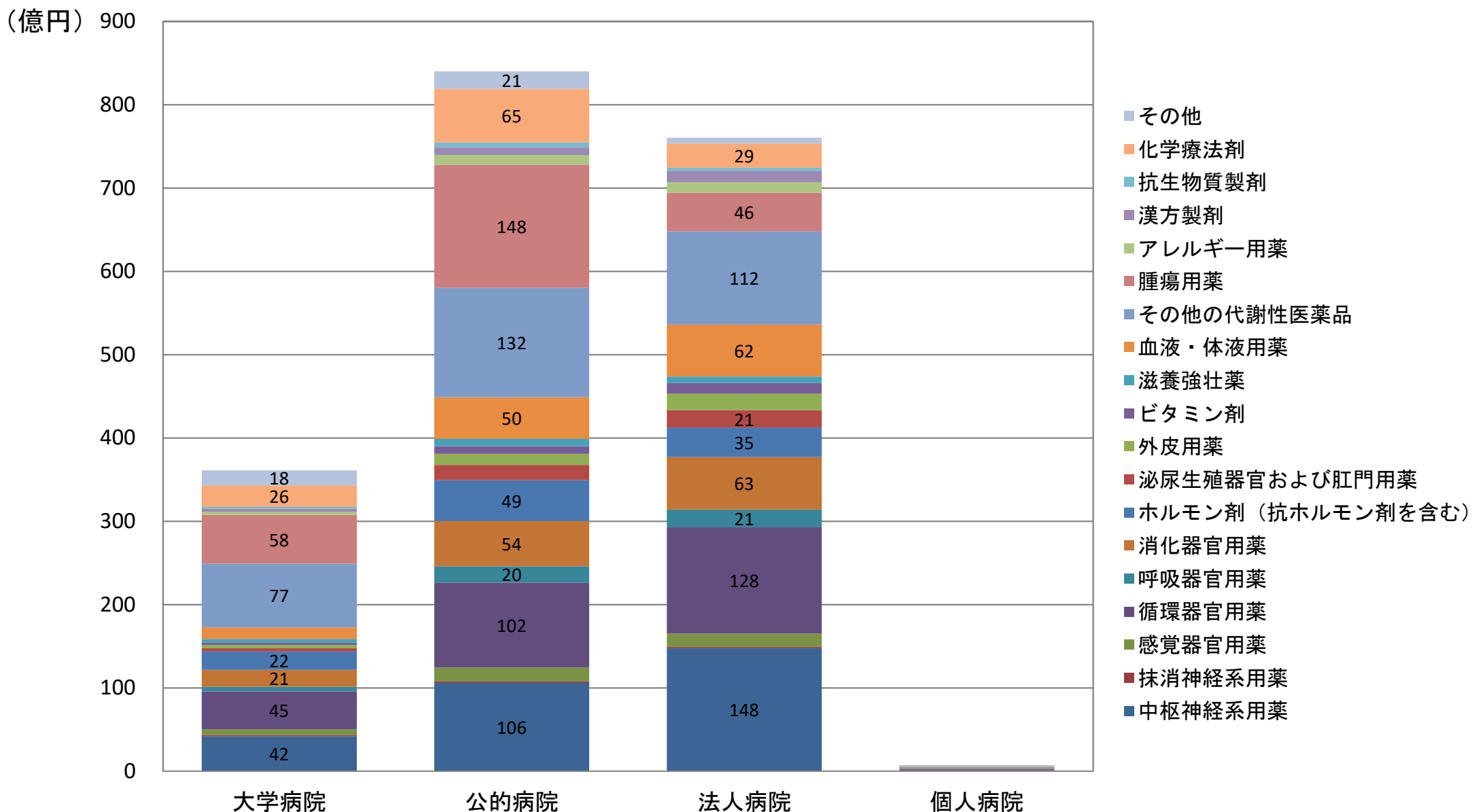
- 薬効分類別、(医科)病院種別別に薬剤料の構成比をみると、大学病院、公的病院ではその他の代謝性医薬品、腫瘍用薬、化学療法剤の割合が大きい。一方、法人病院、個人病院では、中枢神経系用薬、循環器官用薬、ビタミン剤、血液・体液用薬の割合が大きい。



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

# 薬効分類別、病院種別別にみた薬剤料（2018年9月）

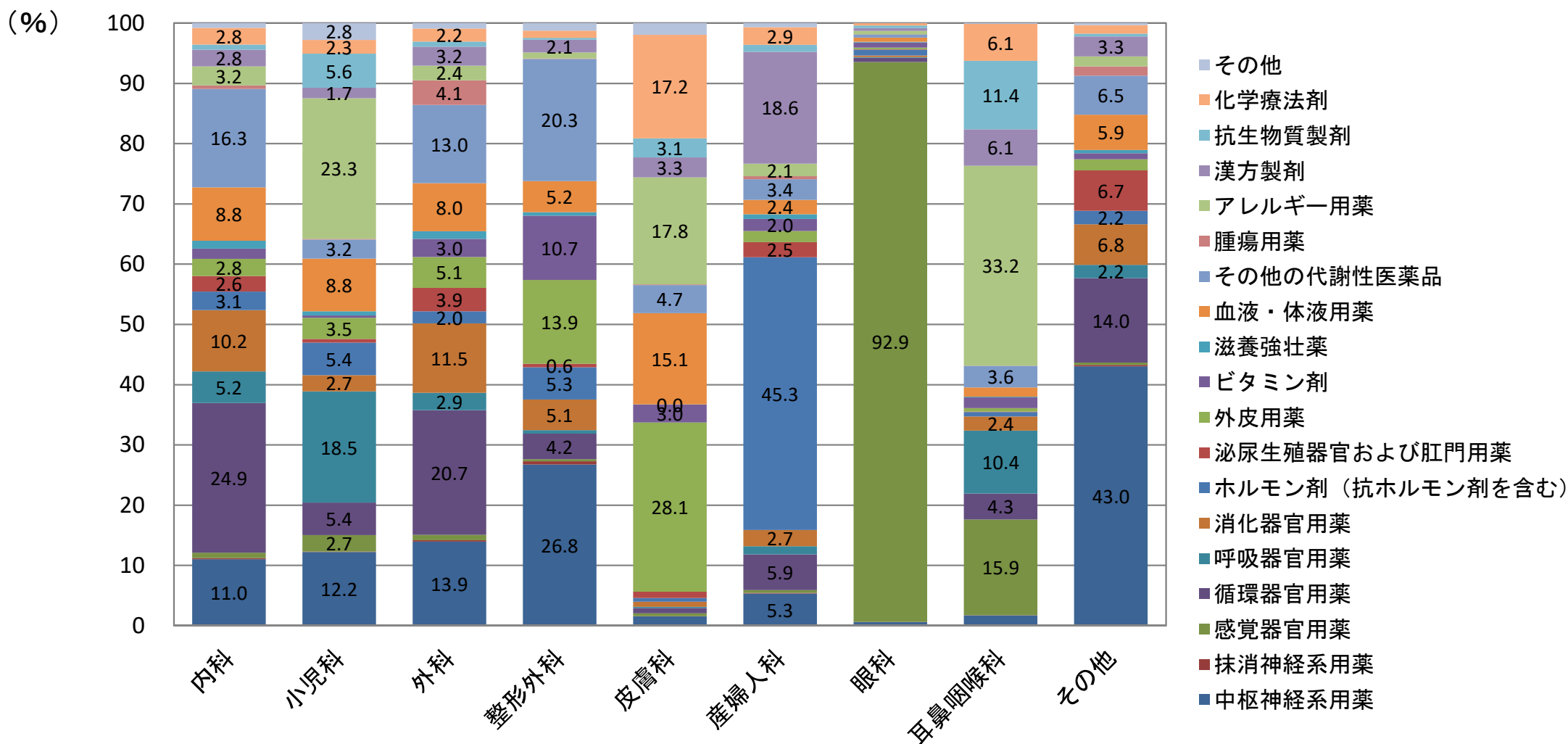


注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

## 薬効分類別、診療科別にみた薬剤料構成比（2018年9月）

- 薬効分類別、（医科診療所）診療科別に薬剤料の構成比をみると、感覚器官用薬は眼科、耳鼻咽喉科で割合が大きい。呼吸器官用薬は小児科、耳鼻咽喉科の割合が大きい。ホルモン剤は産婦人科の割合が大きい。アレルギー用薬は小児科、皮膚科、耳鼻科の割合が大きい。

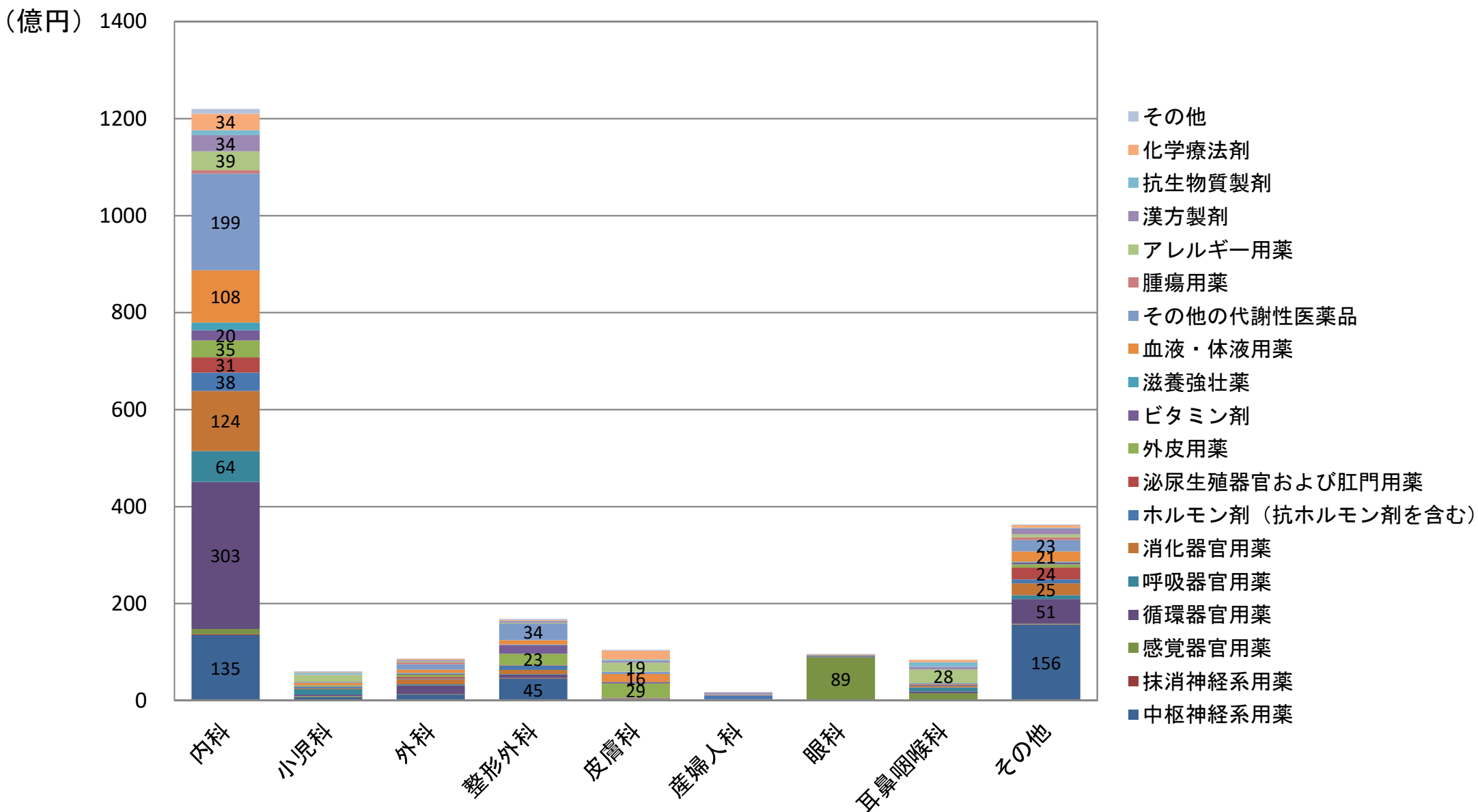


注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。



# 薬効分類別、診療科別にみた薬剤料（2018年9月）



注1) 病院・診療所は処方箋発行元医療機関であり、当該医療機関で処方された保険薬局調剤分の医薬品が集計対象である。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

本分析に関する詳細データのURL:

[https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai\\_doukou\\_topics\\_h31\\_02-2.xls](https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h31_02-2.xls)

**【詳細データの内容】**

詳細表Ⅰ 都道府県別処方箋発行元医療機関種類別

薬剤料、後発医薬品薬剤料、後発医薬品割合(薬剤料ベース)、後発医薬品割合(数量ベース)

詳細表Ⅱ 地方区分別処方箋発行元医療機関種類別薬剤料等

薬剤料、後発医薬品薬剤料、後発医薬品割合(薬剤料ベース)、後発医薬品割合(数量ベース)

詳細表Ⅲ 薬効分類別処方箋発行元医療機関種類別薬剤料等

薬剤料、後発医薬品薬剤料、後発医薬品割合(薬剤料ベース)、後発医薬品割合(数量ベース)